

令和7年度「国内温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度実施事業費（J-クレジット制度推進のための地域支援事業）」に係る企画競争募集要領

令和7年5月9日
内閣府沖縄総合事務局
経済産業部

内閣府沖縄総合事務局（以下、当局という。）では、「令和7年度国内温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度実施事業費（J-クレジット制度推進のための地域支援事業）」を実施する委託先を、以下の要領で広く募集します。

1 事業の目的・概要

（1）事業の目的

当局では、中小企業等の再エネ・省エネ設備の導入等による温室効果ガス排出削減量や適切な森林管理による吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」の活用促進のため、沖縄地域における中小企業や自治体等の制度参加の支援を実施している。

本事業では、クレジットの創出を促し、クレジット供給量の増加に繋げるとともに、カーボン・オフセット等 J-クレジットの活用の幅を広げ、沖縄地域における地球温暖化対策及び地域経済の活性化に資することを目的とする。

（2）事業の実施地域

沖縄地域

（3）事業の概要

「2. 事業内容（1）～（6）」の事業を行う民間企業等（ソフト支援実施機関）に事業委託を行う。

2 事業内容

（1）地域密着型の新規プロジェクトの登録支援

沖縄地域においては、排出削減量が 100t-CO₂/年以上となる事業者が少なく、また、費用対効果の観点から通常型プロジェクトの登録に至らないことが多いことから、プログラム型プロジェクトが有効な手段と考えられるため、以下のとおり実施する。

- ① プログラム型プロジェクトの運営・管理者になり得る沖縄県内の地方銀行や商工会議所などの支援機関、業界団体等にプログラム型プロジェクトの説明を行う。
- ② プログラム型プロジェクトの登録に向けた書類作成支援を行う。その際、書類作成代行は行わず、将来的にはプロジェクト実施者が自立してプロジェクト登録の手続きが行えるよう、書類作成のアドバイス、相談対応等を行う。
- ③ プロジェクト登録後のクレジット認証に向けたプログラム型プロジェクトの運営・管理におけるアドバイスをを行う。

なお、支援対象事業者や支援条件は、J-クレジット制度事務局の支援内容と整合をとることとする。

今年度中でのプログラム型プロジェクトの登録が難しい場合、その要因についてヒアリング

及び分析を行い、当局に報告すること。

(2) 供給拡大に向けたクレジット認証支援

沖縄地域に関係のあるプロジェクトに対して、以下のとおり実施する。

- ① 沖縄地域で登録されているプロジェクト案件の実施者に、クレジット売却等によるメリットを改めて説明する。
- ② J-クレジット認証委員会への申請を前提としたモニタリング報告書作成支援を行う。その際、書類作成代行は行わず、将来的にはプロジェクト実施者が自立してクレジット認証の手続きが行えるよう、書類作成のアドバイス、相談対応等を行う。

支援条件は以下の条件を全て満たすこと。あわせて、クレジットの創出者が中小企業の場合、J-クレジット制度事務局の審査費用支援を促すこととする。

- (Ⅰ) 沖縄県内においてクレジットが創出されるプロジェクトとして登録されている案件であること。
- (Ⅱ) 令和7年度及び令和8年度開催のJ-クレジット認証委員会への申請を目指すこと。
- (Ⅲ) 支援対象事業者や支援条件は、J-クレジット制度事務局の支援内容と整合をとること。

なお、今年度中での認証に至らなかった場合、その要因についてヒアリング及び分析を行い、当局に報告すること。

(3) 制度説明会の周知と地域ネットワーク連絡会議の開催

① J-クレジット制度説明会の周知

J-クレジット制度事務局が開催する説明会の周知を行う。

② 地域ネットワーク連絡会議の開催

地域ネットワーク連絡会議を1回開催する。会議の具体的な内容については、以下(Ⅰ)～(Ⅲ)を含むこと。

- (Ⅰ) クレジットの創出や活用に関する制度の認知度向上、活性化を目的とした制度説明
- (Ⅱ) クレジットの供給拡大に向けた検討・意見交換
- (Ⅲ) クレジットの需要の掘り起こしに向けた検討・意見交換

(4) 地域活性化に向けたクレジット活用

① 地産地消・地域循環型クレジット活用モデルの形成

- (Ⅰ) 多様な地産地消・地域循環型クレジット活用のモデルを形成するため、沖縄地域におけるJ-クレジットの必要性やメリット等、効果的な活用方法を模索し事業者ニーズ調査等を行う。
- (Ⅱ) ニーズ調査等を踏まえ沖縄地域の特性を活かした地産地消・地域循環型クレジットのあり方を検討し、モデルを企画する。
- (Ⅲ) 地産地消・地域循環モデル企画数に関する目標値は設定しないものの、活用事業者等の選定は、当局と協議した上で決定する。

② J-クレジット活用方法の拡大

J-クレジットの地産地消による地域経済の活性化を目指し、J-クレジットの活用方法や活用先の新規開拓、拡大を図る。

(Ⅰ) 事業者や自治体等と連携し、省エネ法や温対法での活用を支援する。

(Ⅱ) イベントや催事におけるカーボン・オフセットを支援する。

なお、活用事業者の選定は、当局と調整を行った上で決定する。

③ 周知活動

(Ⅰ) 周知活動に使用する各種ツール（沖縄地域事例集など）を作成し、配布する。作成するツールや部数については、当局と協議した上で決定する。

(Ⅱ) J-クレジット制度及びカーボン・オフセットの概要や事例について、県内事業者や自治体等に広く説明を行うとともに（４）③（Ⅰ）を配布する。

（５）相談及び講師対応

① J-クレジットの登録と認証支援に限らず、クレジットの購入・活用等について、相談を受けた場合には対応できる体制を構築する。

② J-クレジット制度の認知向上、クレジットの創出・活用の拡大に向けて、沖縄県内の自治体や業界団体等が主催するセミナーや説明会での講演を行う。講演資料については、J-クレジット制度や国内外のJ-クレジットに関連する取組の最新動向等を組み込むようにすること。

（６）その他

各種実施については当局エネルギー・燃料課と十分な打合せを行い、事業の進捗状況を定期的に報告すること。また、個別に訪問・提案した企業等との対応記録、今後のスケジュール及び目標提案件数の達成見込等を当局エネルギー・燃料課に提出し、必要に応じて当局エネルギー・燃料課とミーティングを行うこととする。実施に当たってはJ-クレジット制度事務局とも緊密な連携を図り、J-クレジット制度の最新動向を把握しながら事業の円滑な遂行に努めること。

3 事業実施期間

契約締結日～令和8年3月13日（金）

4 応募資格

応募資格：次の要件を満たす企業・団体等とします。

本事業の対象となる申請者は、次の条件を満たす法人とします。

①日本に拠点を有していること。

②本事業を的確に遂行する組織、人員等を有していること。

③本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。

④予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しないものであること。

⑤経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。

⑥過去3年以内に情報管理の不備を理由に経済産業省との契約を解除されている者ではないこと。

なお、コンソーシアム形式による申請も認めますが、その場合は幹事法人を決めていただくとともに、幹事法人が事業提案書を提出して下さい。（ただし、幹事法人が業務の全てを他の法

人に再委託することはできません。)

5 契約の要件

(1) 契約形態：委託契約

(2) 採択件数：1 件

(3) 予算規模：4,400 千円（消費税及び地方消費税含む。）を上限とします。なお、最終的な実施内容、契約金額については、当局と調整した上で決定することとします。

(4) 成果物の納入：事業報告書（紙媒体 2 部及びその電子媒体（DVD-ROM 等）1 式）を事業実施期間内に当局へ納入。

(5) 委託金の支払時期：委託金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払となります。

※本事業に充てられる自己資金等の状況次第では、事業終了前の支払い（概算払）も可能ですので、希望する場合は個別にご相談ください。

(6) 支払額の確定方法：事業終了後、事業者より提出いただく実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定します。

支払額は、契約金額の範囲内であって実際に支出を要したと認められる費用の合計となります。このため、全ての支出には、その収支を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。また、支出額及び内容についても厳格に審査し、これを満たさない経費については、支払額の対象外となる可能性もあります。

6 応募手続き

(1) 募集期間

令和 7 年 5 月 15 日（木）～ 令和 7 年 6 月 2 日（月）（17：00 必着）

(2) 公募説明会及び質問

①説明会は実施しません。

②質問は、令和 7 年 5 月 26 日（月）17：00 までに、「13 問い合わせ先」へ電子メールにて提出すること。電子メールの件名（題名）は「令和 7 年度 J-クレジット制度支援事業」とし、本文に「所属組織名」「氏名（ふりがな）」「所属（部署名）」「電話番号」「E-mail アドレス」、「質問内容」を明記すること。

(3) 応募書類

①以下の書類を一つの封筒に入れて提出してください。封筒の宛名面には「令和 7 年度国内温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度実施事業費（J-クレジット制度推進のための地域支援事業）申請書」と朱書きで明記してください。

(Ⅰ) 公募申請書（様式 1）＜正本 1 部、副本（写し）2 部＞

(Ⅱ) 事業提案書（様式 2 及び別添 1 の「支出計画書」）＜紙媒体 7 部及び電子媒体（DVD-ROM 等）1 式＞

(Ⅲ) 申請受理票（様式 3）＜1 部＞

(Ⅳ) 会社概要（様式 4）＜7 部＞

②提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。なお、応募書類は返却しません。

- ③応募書類等の作成費は経費に含まれません。また、選定の正否を問わず、企画提案書の作成費用は支給されません。
- ④企画提案書に記載する内容については、今後の契約の基本方針となるので、予算額内で実現が確約されることのみ表明してください。なお、採択後であっても、申請者の都合により記載された内容に大幅な変更があった場合には、不採択となることがあります。

(4) 応募書類の提出期限

令和7年6月2日（月）（17：00必着）

※FAX及び電子メールによる提出は受け付けません。

※締切を過ぎての提出は受け付けません。郵送・宅配便の場合、配達の場合で締切時刻までに届かない場合もあるので、期限に余裕をもって送付してください。

(5) 応募書類の提出先

応募書類は郵送・宅配便又は持参により以下に提出してください。

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館9階

沖縄総合事務局経済産業部エネルギー・燃料課（J-クレジット担当）宛て

7 審査・採択について

(1) 審査方法

採択にあたっては、提出のあった事業提案書及び添付資料を基に、第三者の有識者で構成される委員会で審査を行い決定します。なお、審査に当たっては、必要に応じて別途プレゼンテーションの実施や追加資料の提出等を求める場合もあります。（※ただし、当局の判断で書面審査とする場合、プレゼンテーションは行わないこととします。）

(2) 審査基準

以下の審査基準に基づいて総合的な評価を行います。

①事業の実施内容及び方法

- (Ⅰ) 「2 事業内容」に記載した事業内容がすべて提案されており、実施内容の明確さ・具体性
- (Ⅱ) プロジェクトの登録、クレジットの認証及び、地域活性化に向けたクレジット活用において、高い目標を掲げており、その達成に向けた方法が明確で実現性が高いこと
- (Ⅲ) 実施方法の明確さ・具体性
- (Ⅳ) 実施方法の合理性・妥当性
- (Ⅴ) 成果を高めるための創意工夫がみられるか

②実施スケジュール

- (Ⅰ) 実施スケジュールの明確さ
- (Ⅱ) 実施スケジュールの合理性・妥当性

③事業実績

- (Ⅰ) 当該事業に関連する知見・知識等を有しているか
- (Ⅱ) 当該事業と同様、もしくは、類似の事業について十分な実績を有しているか

④実施体制

- (Ⅰ) 当該事業を実施する能力・体制を整備しているか
- (Ⅱ) 当該事業を効果的に遂行するために必要なネットワークを保有しているか

- (Ⅲ) 当該事業を行うのに適切な財政基盤、一般的な経理処理能力を有しているか
(Ⅳ) 欠員等が生じた際にも、事業遂行が円滑に行われる体制が取られているか
⑤ワーク・ライフ・バランス等推進企業に関する認定等の状況
(3) 採択結果の決定及び通知について

採択された申請者については、当局のホームページで公表するとともに、当該申請者に対しその旨を通知します。

8 契約について

採択された申請者について、国と提案者との間で委託契約を締結することになります。なお、採択決定後から委託契約締結までの間に、当局との協議を経て、事業内容・構成、事業規模、金額などに変更が生じる可能性があります。

契約書作成に当たっての条件の協議が整い次第、委託契約を締結し、その後、事業開始となりますので、あらかじめ御承知おきください。また、契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もありますのでご了承ください。

契約条項は、基本的には以下の内容となります。

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/r5gaisan-2_format.pdf

また、委託事業の事務処理・経理処理につきましては、経済産業省の作成する委託事業事務処理マニュアルに従って処理していただきます。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/jimusyori_manual.html

なお、契約締結後、受託者に対し、事業実施に必要な情報等を提供することがありますが、情報の内容によっては、守秘義務の遵守をお願いすることがあります。

9 経費の計上

(1) 経費の区分

本事業の対象とする経費は、事業の遂行に直接必要な経費及び事業成果の取りまとめに必要な経費であり、具体的には以下のとおりです。

経費項目	内容
I. 人件費	事業に従事する者の作業時間に対する人件費
II. 事業費	
旅費	事業を行うために必要な国内出張及び海外出張に係る経費
会場費	事業を行うために必要な会議、講演会、シンポジウム等に要する経費（会場借料、機材借料及び茶菓料（お茶代）等）
謝金	事業を行うために必要な謝金（会議・講演会・シンポジウム等に出席した外部専門家等に対する謝金、講演・原稿の執筆・研究協力等に対する謝金等）
備品費	事業を行うために必要な物品（ただし、1年以上継続して使用できるもの）の購入、製造に必要な経費

消耗品費	事業を行うために必要な物品であって備品費に属さないもの（ただし、当該事業のみで使用されることが確認できるもの。）の購入に要する経費
印刷製本費	事業で使用するパンフレット・リーフレット、事業成果報告書等の印刷製本に関する経費
補助職員人件費	事業を実施するために必要な補助員（アルバイト等）に係る経費
その他諸経費	事業を行うために必要な経費のうち、当該事業のために使用されることが特定・確認できるものであって、他のいずれの区分にも属さないもの
Ⅲ. 再委託・外注費	受託者が直接実施することができないもの又は適当でないものについて、他の事業者にも再委託するために必要な経費 ※改正前の委託事業事務処理マニュアルにおける経費項目である「外注費」と「再委託費」のことを言う。
Ⅳ. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該事業に要した経費としての抽出、特定が困難なものについて、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払を認められた間接経費

（２）直接経費として計上できない経費

- ①建物等施設に関する経費
- ②事業内容に照らして当然備えているべき機器・備品等（机、椅子、書棚等の什器類、事務機器等）
- ③事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ④その他事業に関係ない経費

1 0 留意事項

- （１）事業の実施内容については当局担当者と十分な打合せを行い、事業の進捗状況については逐次報告してください。
- （２）事業の実施に際し、集客については以下の点に十分配慮してください。
 - ① 謝金等の便益提供による参加者募集、発言誘導の禁止
 - ② 関係者と一般者席を区別すること等により利益相反を考慮した集客方法

1 1 受注者の責務

- （１）本業務を実施するにあたって、【別紙１】「個人情報取扱特記事項」に基づき、業務上知り得た情報の開示、漏洩、又は本業務以外の用途に使用しないでください。また、そのために必要な措置を講じてください。
- （２）関係者等に対しコミュニケーションツールにより連絡を行う場合にあっては、他の受信者の情報が閲覧できないよう適切な設定（例：メールであればBCC）を行うとともに、送信に当たり、適切に宛先等が設定されていることを複数の従業員で確認するなど、個人情報等（他の受信者の個人情報以外の情報を含む。）の流出防止に万全を期してください。また、業務情報を取り扱う場合又は業務情報を取り扱う情報システムやウェブサイトの構築・運用等を行う場合、【別紙２】「情報セキュリティに関する事項」を遵守し、

情報セキュリティ対策を実施してください。

- (3) 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）第 9 条第 1 項に基づく「内閣府本府における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領※」（平成 27 年 11 月 2 日内閣府訓令第 39 号）第 3 条に規定する合理的配慮について留意してください。

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai/pdf/taioyoryo.pdf>

1 2 その他

- (1) 事業終了後、提出された実績報告書に基づき、原則、現地調査を行い、支払額を確定します。支払額は、委託契約額の範囲内で、事業に要した費用の合計となります。調査の際には、全ての費用を明らかにした帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となります。当該費用は、厳格に審査し、事業に必要と認められない経費等については、支払額の対象外となる可能性もあります。
- (2) これまでの委託契約に係るルールを一部改正し、令和 5 年 10 月 16 日（月）より運用を開始しています。「委託事業事務処理マニュアル」を含め、関係資料の内容を承知の上で応募してください。

【主な改正点】

- ① 再委託、外注に関する体制等の確認（提案要求事項の追加等）
- ・事業全体の企画及び立案並びに根幹に関わる執行管理について再委託を行っていないか。
 - ・総額に対する再委託の割合が 50 % を超えないか。超える場合は、相当な理由があるか（「再委託費率が 50 % を超える理由書」を作成し提出すること）。
 - ・再委託を行う場合、グループ企業との取引であることのみを選定理由とした調達は、原則、認めない（経済性の観点から、相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定すること）。
 - ・提案書等において再委託費率が 50 % を超える理由書を添付した場合には、当局で再委託内容の適切性などを確認し、落札者に対して、契約締結までに履行体制を含め再委託内容の見直しの指示をする場合がある。

なお、本事業は再委託費率が高くなる傾向となる事業類型には該当しないため、個別事業の事情に応じて適切性を確認する。

<事業類型>

- I. 多数の事業者を管理し、その成果を取りまとめる事業
（主に海外法人等を活用した標準化や実証事業の取りまとめ事業）
- II. 現地・現場での作業に要する工数の割合が高い事業
（主に海外の展示会出展支援やシステム開発事業）
- III. 多数の事業者の協力が必要となるオープン・イノベーション事業
（主に特定分野における専門性が極めて高い事業）

- ② 一般管理費率の算出基礎の見直し

（一般管理費＝（人件費＋事業費）（再委託・外注費を除く）×一般管理費率）

- (3) 委託費を不正に使用した疑いがある場合には、当局より落札者に対し必要に応じて現地調

査等を実施する。また、事業に係る取引先（再委託先、外注（請負）先以降も含む）に対しても、必要に応じ現地調査等を実施するため、あらかじめ落札者から取引先に対して現地調査が可能となるよう措置を講じておくこと。

調査の結果、不正行為が認められたときは、当該委託事業に係る契約の取消を行うとともに、経済産業省から新たな補助金の交付と契約の締結を一定期間（最大３６ヵ月）行わないこと等の措置を執るとともに当該事業者の名称及び不正の内容を公表する。

具体的な措置要領は、以下の URL のとおり。

https://www.meti.go.jp/information_2/publicoffer/shimeiteishi.html

(4)「ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議」（令和５年４月３日決定）において、政府の実施する公共調達においては、入札する企業における人権尊重の確保に努めるとされたことを受け、当該事業の落札者に対しては「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和４年９月１３日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めることを求めている。当該ガイドラインの内容を承知の上で、入札をすること。

<https://www.meti.go.jp/press/2022/09/20220913003/20220913003-a.pdf>

1 3 問い合わせ先

〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2-1-1

那覇第2地方合同庁舎2号館9階

沖縄総合事務局 経済産業部 エネルギー・燃料課

担 当：沢田、新本、安村

メール：bzl-okj-jkurezitto【at】meti.go.jp

(※【at】は@マークへ読み替えてください。)

TEL：098-866-1759

以上